

金融商品仲介サービス規定 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第 3 条（金融商品の買付に係る金銭の取扱い）</p> <p>1.本証券口座を開設したお客さまが、スマートプラス社の証券取引約款等に基づき、金融商品の買付を希望するときは、スマートプラス社は、口座振替契約に基づき、本アプリに設定したお客さまのセブン銀行口座より買付に必要な金銭等を引落とすことができます。</p> <p>2.前項の資金を差入れたことにより行う金融商品の買付の時期、買付金額等の諸条件については、証券取引約款等の定めるところによります。</p>	<p>第 3 条（金融商品の買付に係る金銭の取扱い）</p> <p>1.本証券口座を開設したお客さまが、スマートプラス社の証券取引約款等に基づき、金融商品の買付を希望するときは、スマートプラス社は、口座振替契約に基づき、本アプリに設定したお客さまのセブン銀行口座より残高照会を行ったうえで、買付に必要な金銭等を引落とすことができます。引落時にはセブン銀行口座のご利用明細に「振込 カ)スマートプラス」と表示されます。なお、買付限度額は 1 日あたり 100 万円です。</p> <p>2.前項の資金を差入れたことにより行う金融商品の買付の時期、買付金額等の諸条件については、証券取引約款等の定めるところによります。</p>
<p>第 4 条（金融商品の売却に係る金銭の取扱い）</p> <p>1.本証券口座開設をしたお客さまが、スマートプラス社の証券取引約款等に基づき、金融商品の売却を希望するときは、スマートプラス社は、本アプリに設定したお客さまのセブン銀行口座へ売却により取得した資金を払込みします。</p> <p>2.前項の資金の払込みことにより行う金融商品の売却の時期、売却金額等の諸条件については、証券取引約款等の定めるところによります。</p>	<p>第 4 条（金融商品の売却等に係る金銭の取扱い）</p> <p>1.本証券口座開設をしたお客さまが、スマートプラス社の証券取引約款等に基づき、金融商品の売却を希望するときや配当金を受付けた場合は、スマートプラス社は、本アプリに設定したお客さまのセブン銀行口座へ売却により取得した資金を払込みします。</p> <p>2.前項の資金の払込みことにより行う金融商品の売却の時期、売却金額等の諸条件については、証券取引約款等の定めるところによります。払込時にはセブン銀行口座のご利用明細に「振込 カ)スマートプラス」と表示されます。</p>